

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和6年度）

令和6年4月1日

石 巻 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び同法施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条第1項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しを公表します。

特 定 事 業 の 名 称	石巻市新学校給食センター整備運営事業
期 間	事業契約締結日から令和24年3月末（予定）
概 要	学校給食センターの整備、維持管理及び運営事業
公 共 施 設 等 の 立 地	石巻市北村字前山4番地10
実施方針を策定する時期	令和6年4月（予定） ※本市ホームページに掲載します。

○担当

石巻市教育委員会事務局学校管理課給食係

〒986-0851 石巻市穀町14番1号

電話 0225-95-1111 内線 5037

E-mail isbdedsdsa@city.ishinomaki.lg.jp